



## 吉原交流センター開館式典開催

4月3日、吉原交流センターの開館式が開催されました。

吉原交流センターは、旧吉原小学校の一部を令和2年度に改修し整備されました。式典当日は、整備に大きく貢献された皆さんへの表彰などが行われたほか、施設の内覧会も行われました。

※2ページに関係記事があります。



新型コロナワクチン高齢者優先接種

6月1日から接種開始

新型コロナワクチンに関する情報は町ホームページをご覧ください。

[http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0\\_9.html](http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_9.html)



ぜひご利用ください！

# 吉原交流センター



吉原交流センター ☎ 889-0277

令和2年度に改修工事を進めてきました吉原小学校の増築棟校舎が『吉原交流センター』として生まれ変わりました。

この施設は、防衛省の補助を受けて整備されたもので、吉原ミュージアム兼学習室・和室・多目的室・吉原ホール・調理室を備えています。町民の皆さまの生涯学習とコミュニティづくりの場として、大いにご利用ください。

## 吉原交流センターフロアガイド



吉原ホール



和室

所在地	阿見町吉原 614 番地 (旧吉原小学校)
開館時間	午前 9 時～午後 9 時
休館日	年末年始・祝日・月曜日 ※月曜日が祝日の場合、翌火曜日も休館
予約方法	利用予定日の 5 日前までに、吉原交流センターの窓口または電話でお申し込みください。(電話と窓口が重なった場合は、窓口を優先します) ※ 1 団体週 1 回、最大 2 区分 (4 時間) までの利用となります
予約期間	10 人以上の団体は、利用予定日の 1 か月前から、10 人未満の団体は、15 日前から予約ができます。
使用料	阿見町コミュニティセンター条例に基づき使用料を徴収します。 ▼行政区および子ども会、町内のボランティア団体等の活動で使用する場合は無料になります ▼町の社会教育関係団体、文化協会加入団体、体育協会登録団体は 50% の減免です

※詳細は、吉原交流センター ☎ 889-0277 にお問い合わせください



周辺位置図

# 『第6次総合計画後期基本計画』進捗状況 確認のための町民意向調査を実施しました

この調査は、令和元年以降の総合的かつ計画的な町政運営の指針となる「阿見町第6次総合計画 後期基本計画」の策定後の進捗状況を確認するために、18歳以上の町民の皆さまのうち、3000人を無作為に抽出して実施しました。

53.8%（1614人）という多くの皆さまにご回答いただきました。ご協力いただきました町民の皆さまには、あらためてお礼申し上げます。ありがとうございました。

今回いただきました回答については、今後のよりよいまちづくりに活用していきます。

## 調査結果について

総合計画の重点プロジェクトに位置付けられた施策について現在の進捗度を聞きました。

回答はそれぞれの施策について「5：進んでいる」「4：ある程度進んでいる」「3：どちらともいえない」「2：あまり進んでいない」「1：進んでいない」の5段階で評価してもらい、評価の平均（5：進んでいる→5点、4：ある程度進んでいる→4点…の要領で点数化）を集計し、進捗状況を確認しました。

## 進捗度評価一覧



重点プロジェクト	進捗評価	順位
<b>地域力を育むプロジェクト</b>		
誰もが主役になれるまちづくり	3.31	4
財政規律をまもるまちづくり	3.17	11
<b>町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト</b>		
地域振興につながるまちづくり	3.27	5
生涯活躍できるまちづくり	3.27	5
<b>子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト</b>		
出産や子育てを支えるまちづくり	3.54	1
未来への投資を行うまちづくり	3.52	2
<b>町民の暮らしを支えるプロジェクト</b>		
お互いに支え合うまちづくり	3.24	8
危機管理ができるまちづくり	3.26	7
<b>霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト</b>		
霞ヶ浦を核として交流するまちづくり	3.22	9
地域資源を活かし発信するまちづくり	3.22	9
<b>地域経済の活力向上プロジェクト</b>		
地域経済を活性化するまちづくり	3.44	3
良好な受け皿を確保するまちづくり	3.12	12

## 進捗度評価

重点プロジェクトの中には12個のまちづくりについての指針があります。指針ごとの進捗状況を総合的に評価すると、左表になります。

最も進んでいると評価されている取組は「出産や子育てを支えるまちづくり」であり、次いで「未来への投資を行うまちづくり」、「地域経済を活性化するまちづくり」となりました。

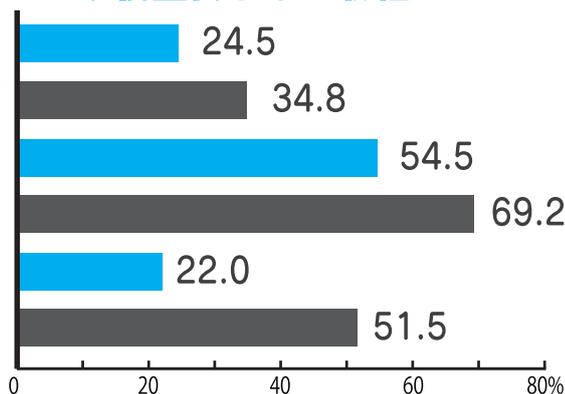
## 今後重要となる取組

一方、最も進んでいないと評価されている取組は、「良好な受け皿を確保するまちづくり」であり、次いで「財政規律をまもるまちづくり」、「霞ヶ浦を核として交流するまちづくり」と「地域資源を活かし発信するまちづくり」が並びました。

6つの重点プロジェクトについて、今後重要となる取組を3個選択してもらいました。特に重要だと思っプロジェクトとしては、「町民の暮らしを支えるプロジェクト」が69.2%と最も多くなっており、次いで「子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト」が54.5%と最も多くなっています。

## 今後重要となる取組

- 地域力を育むプロジェクト
- 町民・企業・行政等の連携・協働促進プロジェクト
- 子どもの成長や若者の活躍を支えるプロジェクト
- 町民の暮らしを支えるプロジェクト
- 霞ヶ浦等の地域資源を活かした交流プロジェクト
- 地域経済の活力向上プロジェクト



者の活躍を支えるプロジェクト」が54.5%、「地域経済の活力向上プロジェクト」が51.5%となりました。

自由記述としてご記入いただいた貴重なご意見は、今後の取組に反映させていくとともに、行政運営全般の参考とさせていただきます。報告書は町ホームページや、役場2階政策企画課で閲覧できます。

## まい・あみ・まつり 2021 開催中止について

まい・あみ・まつり 2021 の開催に向けてご尽力いただいている関係各位ならびに町民の皆さまへ、まつり開催の中止をお知らせします。

当実行委員会では、令和3年8月7日(土)・8日(日)のまつり開催に向けて準備を進めておりましたが、当まつりは、多くの町民等が集うイベントであり、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたまつりの開催が困難であることから、来場者の安心・安全を最優先に考え、今年度のまつり開催を中止とさせていただきます。

つきましては、今後のまつり企画運営において、皆さまの想いを繋げるため、まい・あみ・まつりに関するアンケートを実施いたします。

詳細につきましては、まい・あみ・まつり公式サイトや本紙(広報あみ6月号通常版)と一緒に町内回覧等で配布するアンケート用紙をご確認ください。

まつりを楽しみにされていた方や関係者の皆さまには、何卒ご理解をいただき、令和4年度のまつり成功に向けて、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

令和3年3月25日  
まい・あみ・まつり実行委員会  
委員長 松浦 健一

『まい・あみ・まつり』は、平成元年に国の「ふるさと創生事業」の一環として企画され、町民総参加による「町民同士のふれあいの輪を広める交流の場づくり・潤いと活力のあるまちづくり」を目標にかけ、町内の各種団体からの推薦と町民の有志の方々のご尽力により、平成2年の第1回目からこれまでに30回のまつりが開催されてきました。

皆さまには、まい・あみ・まつりの趣旨をご理解いただき、今後も町民総参加のまつりが実現出来るように、アンケートにご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

まい・あみ・まつり実行委員会  
名誉会長 千葉 繁

今年度のまい・あみ・まつり実行委員をご紹介します。

### 広報協賛金部会



前列左から: 武埜文明(副部長=町商工会)、秋元悟(部長=町商工会)、横島秋代(町商工会)、難波千香子(町商工会)

後列左から: 佐野真由美(町社会福祉協議会)、齋藤祐司(会計=役場)、須藤隆之(阿見ライオンズクラブ)、関口光男(JA水郷つくば)

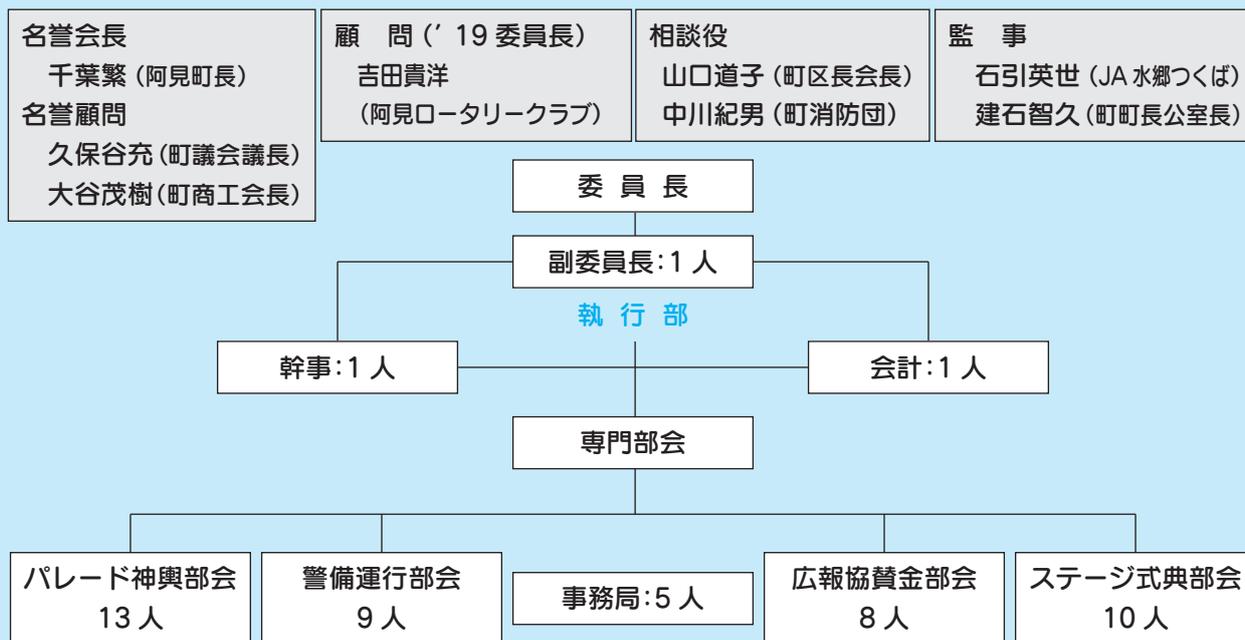
### 本部役員



前列左から: 殿岡有美(会計=役場)、若泉徳士(副委員長=一般応募)、松浦健一(委員長=一般応募)、糸賀隆之(幹事=役場)

後列左から:(事務局=役場) 竹之内英一、本橋大輔、高橋大輔、東智子、塚原さつき

●まい・あみ・まつり実行委員会組織図●



令和3年4月1日現在



パレード神輿部会

前列左から: 宮本香織 (よさこい雅)、藤間明美 (三頭獅子神輿会)、菊地久子 (天翔如人)、小柳望 (茨城 YOSAKOI 小柳組)、浅野栄子 (部長=天翔如人)、木村美由紀 (一般応募)、菊池映子 (曙獅子連)

後列左から: 松本大洋 (東睦)、清水健治 (阿見神輿連合)、飯塚順一 (会計=阿見神輿連合)、原和彦 (青宿むつみ会)、清水直美 (副部長=桜睦会)、佐々木茂文 (阿見町区長会)

ステージ式典部会



前列左から: 佐野智美 (会計=町教育委員会)、出頭千尋 (町金融団)、長澤淳 (茨城大学農学部)、野口雅敏 (部長=霞ヶ浦成人病研究事業団)

後列左から: 豊福悠太 (東京医大)、坪井輝彦 (東京医大)、武藤次男 (副部長=一般応募)、吉田響 (茨城大学農学部)、矢吹立花 (茨城大学農学部)、宮本彩花 (町金融団)

警備運行部会



前列左から: 大槻佳祐 (株中セキ関東甲信越)、室岡海 (会計=役場)、濱地宏征 (部長=阿見ロータリークラブ)、遠藤一昭 (副部長=役場)、清水康介 (朝日燃料支処)

後列左から: 駒木根一弘 (武器学校)、村山英希 (町体育協会)、染谷敦之 (町体育協会)、指宿弘和 (武器学校)

# いつも「まい・あみ・まつり」を 盛り上げてくれている皆さんを一部紹介します

区長会



今後のまい・あみ・まつりでは、子どもからお年寄りまで地域の人達が一緒に楽しく盆踊りを披露できるように、区長会としても『まつり』を支援したいと思います。(山口区長会長)

青宿むつみ会



地区の祇園祭やまい・あみ・まつりへの参加を通じた親睦を重ね、今年は32周年です。黒を基調とした神輿と半纏が際立ちます。若鷲の若手やシニア層も祭りを盛り上げます。

曙獅子連



地域づくりの中核となる「祭り」を起こし、誰もが親しめる祭り囃子で獅子舞やおかめ、ひょっとこの舞で曙夏祭り、まい・あみ・まつり等で祭りを盛り上げています。

東睦



本年で東睦は25周年を迎えました。初めは万灯神輿から初まり、今では宮神輿と2基を所有する会となりました。浅草三社祭などにも参加させていただいています。

阿見神輿連合



平成2年の第1回まい・あみ・まつり発足以来、調和と融和を大切にし、神輿が大好きな老若男女で構成した会です。阿見神輿連合はまい・あみ・まつりと共に歴史を重ねています。

桜睦会



私達桜睦会は今年で26年となります！まい・あみ・まつりの他にも色々な場所で活動しております。担ぎ手仲間を募集中ですので興味のある人は、村山(090-2487-7350)まで。

三頭獅子神輿会



平成13年に曙町内の彫刻会有志が集まり製作した全国でも珍しい手作りの獅子神輿です。老若男女和気あいあいと楽しく活動しています。未経験者大歓迎！一緒に楽しみませんか。

茨城 YOSAKOI 小柳組



毎年祭に参加させていただいている少人数の小柳組です。新規メンバー募集しています！3才からご高齢まで様々な年齢で活動中です。ぜひ一緒に踊りましょう！

天翔如人



天翔如人と申します。「よさこいソーラン」の同好団体で、現在35名の仲間楽しく踊っています。主な活動内容は町内外のイベントに参加、福祉施設エール訪問などです。



よさこい雅



『よさこい雅』です。よさこい大好き！元気いっぱいチームです！親子で楽しく活動しています。よろしくお願ひします。

錦織姫



茨城県立医療大学よさこいサークル錦織姫です。最近では感染症拡大のためお祭りがなく披露することが難しいですが、お祭りができるのを楽しみに日々練習に励んでいます。

# 楽しい まい・あみ・まつり の様子



## 今後のまい・あみ・まつりに関する アンケートご協力のお願い

まいあみまつり実行委員会では、来年度以降に開催するまつりを今まで以上に盛り上げるべく、町民等の皆さまに、今までのまつりの感想や今後のまつりへのご要望等を調査するアンケートを実施することにしました。来年度以降、皆さまが「行きたい」、「参加したい」と思えるまつりを実現するために、新型コロナウイルス感染症が収束した前提でのアンケートにご協力をお願いします。

### Web フォームで回答する場合

下記の二次元コードから Web フォームを開き、ご回答ください。二次元コードが読み込めない場合は「まいあみまつり」で検索して、公式サイト内の Web フォームからご回答ください。



### アンケート用紙で回答する場合

アンケート用紙は、本紙（広報あみ 6月号通常版）と一緒に町内回覧で配布、役場や各公民館、町図書館等にも設置してあります。アンケート用紙の設問にご回答いただき、アンケート回収箱（町役場・各公民館、ふれあいセンター・図書館等に設置）へご投函ください。

回答期限：令和3年6月24日(木)までにご回答ください。

# 紹介します！ 令和3年度の 区長さん

## 阿見中 地区

23 行政区



阿見台  
笹沼 栄



中郷西  
永山 茂寿



中央西  
酒井 一彦



中央東  
小澤 敦美



西方  
湯原 薫



宿  
藤田 治



北  
湯原 直人



西郷  
宮本 昌昭



一区南  
若林 伊佐男



三区下  
荒木 隆史



三区上  
江原 利男



鈴木  
佐藤 喜一



中央北  
糸賀 忠



中央南  
豊島 繁



中吉原  
糸賀 貞一



上吉原  
吉川 恒昭



大砂  
海老澤 洋



富団地  
山口 道子



上郷  
大久保 正幸



一区北  
小林 信一



二区北  
南雲 明夫



住吉  
益子 功

## 朝日中 地区

15 行政区



福田  
木村 袈裟生



新山  
齊藤 久芳



下吉原  
篠崎 勝己



シンワ  
木内 將之



本郷  
須藤 活久



下本郷  
猪狩 洋一



上本郷  
宮本 誠



一区  
鈴木 晟



二区南  
佐々木 茂文

行政区・氏名(敬称略)

● 町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 <p>上長 塚本 喜隆</p>	 <p>下小池 福岡 修</p>	 <p>上小池 松島 隆男</p>	 <p>寺子 中島 市郎</p>	 <p>実穀区長代行 野口 力</p>	 <p>中根 下山 昇</p>
 <p>青宿 長南 秀則</p>	 <p>立ノ越 君山 信太郎</p>	 <p>中郷東 長南 幸雄</p>	 <p>岡崎 佐藤 文夫</p>	<p>竹来中 地区 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 中川 純一</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 出口 豊</p>	 <p>大室 細沼 克行</p>	 <p>霞台 柳生 英樹</p>	 <p>廻戸 野口 修司</p>	 <p>新町 橋本 久</p>
 <p>塙 高木 賢樹</p>	 <p>石川 渡邊 克巳</p>	 <p>大形 宇津木 正志</p>	 <p>君島 浅野 和彦</p>	 <p>레이크サイドタウン 村木 貞之</p>	 <p>曙南 村野 定雄</p>
 <p>下島津 工藤 義松</p>	 <p>上島津 舟生 尚之</p>	 <p>飯倉二区 小松崎 操</p>	 <p>飯倉 松本 貞男</p>	 <p>上条 細田 晶昭</p>	 <p>追原 藤澤 伸吉</p>
 <p>南平台三丁目 秋本 昭夫</p>	 <p>南平台二丁目 高須 泰治</p>	 <p>南平台一丁目 小野寺 一郎</p>	 <p>竹来 吉田 雅人</p>	 <p>掛馬 柳生 倉夫</p>	 <p>南島津 大久保 正志</p>

## 公表します

## 町職員の給与・定員管理等

人事課給与厚生係 ☎888-1111 (212・741)

## 1. 総括

## ① 人件費の状況 (令和元年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成30年度 の人件費率
47,814人	15,594,597千円	448,060千円	2,395,043千円	15.4%	15.1%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

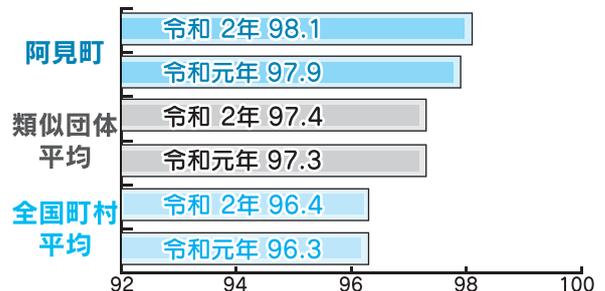
## ② 職員給与費の状況 (令和元年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
283人	1,018,642千円	185,074千円	403,111千円	1,606,827千円	5,678千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません 2 職員数は、令和元年4月1日現在の人数です  
3 給与費は、任期付短時間勤務職員(再任用「短時間勤務」)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません

## ③ ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

区分	指数	
	令和元年	令和2年
町	97.9	98.1
類似団体平均	97.3	97.4
全国町村平均	96.3	96.4



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です  
2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

## ④ 給与制度の総合的な見直しの実施状況について

▼概要: 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている

▼給料表の見直し: 実施

▼給料表の改定実施時期: 平成27年4月1日

▼内容: 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

## 2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (各項目とも令和2年4月1日現在)

## ① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

## ▼一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.6歳	306,800円	374,605円	325,229円
県	42.7歳	329,168円	415,322円	372,680円
国	43.2歳	327,564円	-	408,868円
類似団体	41.3歳	305,121円	369,228円	339,083円

▼技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)
町	*	*	*	*
うち用務員	*	*	*	*

対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B	年収ベース公務員(C)	年収ベース民間(D)	C/D
用務員	55.9歳	207,900円	*	*	2,862,400円	*

②職員の初任給の状況

区分	町	国
一般行政職	大学卒	182,200円
	高校卒	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円
	中学卒	139,900円

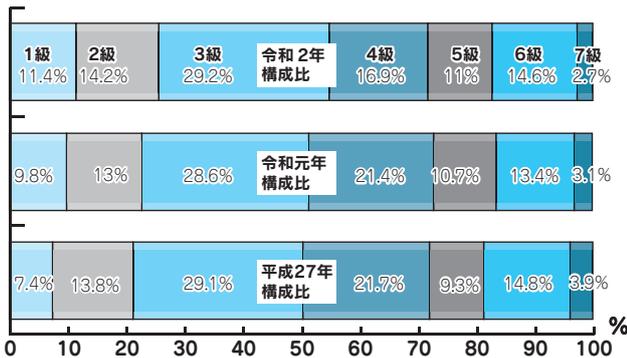
③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数 10年以上15年未満	15年～20年未満	20年～25年未満	25年～30年未満
一般行政職	大学卒	275,200円	312,000円	361,900円
	高校卒	223,200円	250,800円	358,100円
技能労務職	高校卒	該当者なし		*
	中学卒	該当者なし		

- (注) 1 「平均給料月額」とは、4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです  
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています  
 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています(平成29年～令和元年の3か年平均)  
 4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません  
 5 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です  
 6 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人または2人の場合は「\*」としています

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(令和2年4月1日現在)



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	25人	11.4%	146,100円	247,600円
2級	主事	31人	14.2%	195,500円	304,200円
3級	主任	64人	29.2%	231,500円	350,000円
4級	係長	37人	16.9%	264,200円	381,000円
5級	課長補佐	24人	11.0%	289,700円	393,000円
6級	課長	32人	14.6%	319,200円	410,200円
7級	部長	6人	2.7%	362,900円	444,900円

- (注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

②昇給への人事評価の反映状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までの運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○			
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
□. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4. 職員手当の状況

## ① 期末手当・勤勉手当（令和元年度）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

区分	町		県		国	
平均支給額	1人あたり平均支給額 1,485千円		1人あたり平均支給額 1,812千円		-	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

○ 勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

令和2年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
□. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## ② 退職手当（令和2年4月1日現在）

区分	町		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人あたり平均支給額	14,118千円		-		

（注）退職手当の1人あたり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です

## ③ 地域手当 支給なし

## ④ 特殊勤務手当 支給なし

## ⑤ 時間外勤務手当

	平成30年度決算	令和元年度決算
支給実績	92,057千円	122,570千円
職員1人あたり平均支給年額	343千円	452千円

（注）時間外勤務手当には  
休日勤務手当を含みます

## ⑥ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人あたり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	▼配偶者 6,500円 ▼子 10,000円 ▼特定期間（16～22歳）の加算額 5,000円 ▼父母等 6,500円	同じ	-	24,715千円	233,156円
住居手当	借家：月最高限度額 28,000円	同じ	-	16,717千円	261,206円
通勤手当	▼公共交通機関利用者／定期券代等の実費： 月最高限度額 55,000円 ▼自動車等利用者／通勤距離片道2km以上の 場合に距離に応じて 2,000～31,600円	同じ	-	11,768千円	52,073円
管理職手当	▼支給対象職員：部長 65,000円、課長 40,000円、 施設長 30,000円など	異なる	役職における 手当額が異なる	20,790千円	507,073円

（注）管理職手当については、平成16年7月1日から20%削減しています

5. 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分		月額		
給料	町長	722,000円	期末手当	令和元年度 支給割合  3.35月分
	副町長	585,000円		
報酬	議長	369,000円		
	副議長	330,000円		
	議員	313,000円		
退職手当	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	町長	給料月額×在職年数×550/100	15,884,000円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数×310/100	7,254,000円	任期毎

(注) 1 退職手当(1期の手当額)は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です

2 町長給料15%削減、副町長・教育長給料10%削減を平成17年7月1日から実施しています

6. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門		令和元年	令和2年		
普通 会 計 部 門	議会	3人	3人	0	
	一般				
	総務	80人	81人	1	国勢調査業務の増
	税務	21人	21人	0	
	民生	80人	82人	2	障害福祉業務の充実に伴う増等
	衛生	23人	26人	3	子育て支援センター関連業務の増等
	農林水産	10人	11人	1	農地法関連権限移譲対応業務の増
	商工	6人	6人	0	
	土木	25人	24人	▲1	土地区画整理事業の収束に伴う減
	小計	248人	254人	6	〈参考〉人口1万人あたり職員数 ▼町:53.12人 ▼類似団体:51.19人
教育部門		35人	35人	0	
小計		283人	289人	6	〈参考〉人口1万人あたり職員数 ▼町:60.44人 ▼類似団体:65.37人
公営 企業 等 部門	水道	4人	4人	0	
	下水道	6人	7人	1	下水道公営企業法適化業務の増
	その他	16人	17人	1	広域連合派遣職員対応に伴う増
	小計	26人	28人	2	
合計		309人 [406人]	317人 [406人]	8	〈参考〉人口1万人あたり職員数 66.30人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です 2 [ ]内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



## 7. 公営企業職員の状況（水道事業）

## ① 職員給与費の状況

## ▼決算（令和元年度）

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	平成 29 年度の総費用に 占める職員給与費比率
960,885 千円	53,389 千円	31,703 千円	3.3%	3.2%

職員数 A	給 与 費				1 人あたり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
4 人	15,662 千円	4,451 千円	4,626 千円	24,739 千円	6,185 千円

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含みません  
2 職員数は、令和 2 年 3 月 31 日現在の人数です

## ② 職員の平均年齢、基本給および平均月収額の状況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	44.8 歳	301,854 円	415,853 円	下水道事業	36.6 歳	313,903 円	447,739 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円	団体平均	43.0 歳	337,655 円	510,496 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

## ③ 職員の手当の状況

## ▼期末手当・勤勉手当（令和元年度）

区分	水道事業	一般行政職
1 人あたり平均支給額	1,157 千円	1,485 千円

- (注) 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

## ▼退職手当（令和 2 年 4 月 1 日現在）

水道事業			一般行政職		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1 人あたり平均支給額	—	—	1 人あたり平均支給額	—	14,118 千円

- (注) 1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです  
2 一般行政職の退職手当の 1 人あたり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額です

## ▼時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	2,311 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（令和元年度決算）	462 千円
支給実績（平成 30 年度決算）	2,928 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 30 年度決算）	586 千円

- (注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

## ▼その他の手当（令和 2 年 4 月 1 日現在）（※）は令和元年度決算額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績（※）	支給職員 1 人あたり 平均支給年額（※）
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	576 千円	288,000 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	168 千円	56,154 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	480 千円	480,000 円

令和2年度の運用状況を報告します！

# 情報公開制度

# 個人情報保護制度

総務課文書法制係 ☎888-1111 (297)



## 情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求め、権利をすべての人に保障するものです。

▼請求できる人：どなたでも請求できます

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページで取得することができます

▼公開請求に対する決定：請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行います、その内容について担当者がご説明します

▼令和2年度の運用状況：昨年度は、20件の公開請求がありました（左表参照）

公開請求の決定状況	件数
公開	9
一部公開	8
非公開	1
不存	2
合計	20

▼公開請求の内容：実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

実施機関	件数	主な内容
町長	総務部	4 行政界関係函面・契約関係書類 筆界等関係記録
	町民生活部	5 住居表示台帳図・狂犬病予防業務関係書類 盛土管理事業関係書類・契約関係書類
	産業建設部	10 契約関係書類・水質調査関係書類 配水管布設関係書類
農業委員会	1	農地管理関係書類

## 個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求できる人：自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます

▼請求の方法：請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。その際、本人またはその法定代理人であることの確認のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要ですが

▼開示請求に対する決定：情報公開制度の公開請求に対する決定と同じ

▼開示方法：お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人であることの確認

のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要です

▼訂正・利用停止の請求：請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしているかと判断したときには、利用停止を求めることができます

▼令和2年度の運用状況：昨年度は、開示請求はありませんでした。そのほか、訂正・利用停止の請求はありませんでした



紹介します！ 令和3年度の

# 統計調査員さん

## 令和3年度実施の主な調査

- ▼経済センサス-活動調査(5～6月)
- ▼国民生活基礎調査(6～8月)
- ▼社会保障・人口問題基本調査(6～8月)
- ▼労働力調査(7月～12月)
- ▼毎月勤労統計調査(7月～)
- ▼令和3年社会生活基本調査(10月)

行政区・氏名(敬称略)

### 阿見中地区 23 行政区



阿見台  
笹沼 栄



中郷西  
岩月 邦雄



中央西  
酒井 一彦



中央東  
大谷 隆義



西方  
湯原 豊一郎



宿  
湯原 清



北  
湯原 直人



西郷  
川村 彰



一区南  
若林 敏一



三区下  
中村 昇



三区上  
中村 恒雄



鈴木  
福島 千臣



中央北  
糸賀 忠



中央南  
豊島 繁



中吉原  
糸賀 進



上吉原  
飯塚 勝



大砂  
山田 昭一



富士団地  
望月 覚



上郷  
関口 弘行



一区北  
中島 正晴



二区北  
阿久津 隆男



住吉  
江口 美清

### 朝日中地区 15 行政区



福田  
木村 成美



新山  
寺田 達也



下吉原  
青山 茂夫



シンワ  
鈴木 進



本郷  
鈴木 忠



下本郷  
下村 茂



上本郷  
宮本 宗吉



一区  
倉持 隆司



二区南  
手塚 好美

●各種統計調査へのご協力をお願いします

 <p>上長 川崎 友一郎</p>	 <p>下小池 福岡 修</p>	 <p>上小池 大澤 清</p>	 <p>寺子 加藤 誠</p>	 <p>実穀 川田 敏夫</p>	 <p>中根 湯原 一茂</p>
 <p>青宿 小倉 修</p>	 <p>立ノ越 川村 誠</p>	 <p>中郷東 種田 富雄</p>	 <p>岡崎 松本 康雄</p>	<p><b>竹来中 地区</b> 28 行政区 ←</p>	 <p>筑見 鈴木 実</p>
 <p>曙東 尾崎 勝男</p>	 <p>白鷺団地 山本 一男</p>	 <p>大室 吉田 保</p>	 <p>霞台 新明 喜代司</p>	 <p>廻戸 前島 静雄</p>	 <p>新町 吉田 俊一</p>
 <p>塙 田崎 幹雄</p>	 <p>石川 中野 茂樹</p>	 <p>大形 渡辺 文雄</p>	 <p>君島 戸之岡 佑一</p>	 <p>レイクサイドタウン 川端 康弘</p>	 <p>曙南 糸賀 士</p>
 <p>下島津 諏訪原 実</p>	 <p>上島津 櫻井 博</p>	 <p>飯倉二区 栗原 恒幸</p>	 <p>飯倉 松本 実</p>	 <p>上条 廣瀬 隆</p>	 <p>追原 大塚 浩</p>
 <p>南平台三丁目 青木 正和</p>	 <p>南平台二丁目 武藤 次男</p>	 <p>南平台一丁目 梶間 常司</p>	 <p>竹来 吉田 隆司</p>	 <p>掛馬 平岡 均</p>	 <p>南島津 大久保 卓幸</p>

# 町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（天引き）制度

65 歳以上  
の人



税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかわる住民税を年金から天引きする制度です。平成 21 年 10 月支払い分の年金から導入されました。

## 対象者

公的年金の受給者で以下のすべてを満たす人

- ▼ 65 歳以上（4 月 1 日現在）である
  - ▼ 公的年金にかかる住民税の納税義務がある
  - ▼ 年額 18 万円以上の老齢基礎年金等を受給している
  - ▼ 介護保険料が公的年金から特別徴収されている
  - ▼ 所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えない
- ※ご自身が対象になっているかどうかは 6 月中旬ごろに町から送付する住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください。なお、65 歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して給与から天引きする制度となります

## 徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得にかかる税額のみを天引きします。

公的年金以外の所得（給与・不動産など）にかかる税額は年金から天引きはせずに、普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの天引きで納めていただくことになります。

## 対象となる年金

老齢等年金給付（老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など） ※遺族年金や障害年金は対象外

## 徴収方法および税額

### 新しく特別徴収を開始する年度の徴収方法

上半期（6 月・8 月）：年税額の 4 分の 1 ずつ徴収し、普通徴収（納付書または口座振替）で徴収

下半期（10 月・12 月・翌年 2 月）：年税額の 6 分の 1 ずつ徴収し、特別徴収（年金からの天引き）で徴収

期別	上半期	下半期
徴収方法	普通徴収（納付書・口座振替）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	第 1 期（6 月）・第 2 期（8 月）	10 月・12 月・翌年 2 月
税額	それぞれ年税額の 4 分の 1 を徴収	それぞれ年税額の 6 分の 1 を徴収

## ■特別徴収が継続される2年目以降の徴収方法

上半期・下半期ともに特別徴収。

上半期については、普通徴収（納付書または口座振替）となる場合があります。※ 1

期別	上半期（仮徴収）	下半期（本徴収）
徴収方法	特別徴収（年金からの天引き）	特別徴収（年金からの天引き）
課税月	4月・6月・8月	10月・12月・翌年2月
税額	それぞれ前年度の公的年金に係る年税額の6分の1を徴収（※ 1）	それぞれ年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1

※ 1 仮徴収は、前年度において本徴収されていた人が対象になります。そのため、前年度の下半期の本徴収が出なかった人や、前年度途中で下半期の本徴収が停止となった場合などは、翌年度の上半期の仮徴収は行われませんので、普通徴収（第1期・第2期）となり納付書または口座振替により納めていただくこととなりますので、ご了承ください

## ■仮徴収税額が還付となる人

税額は6月に決定しますが、当該年度の税額決定前に仮徴収額（4月・6月・8月）が決定されるため、今年度の税額が昨年度より大きく下がった人などについては、決定した税額が仮徴収の金額よりも少なくなる場合があります。

この場合、実際に年金から仮徴収額が天引きされた後に、納め過ぎとなった差額を還付させていただきます。

還付手続きの通知につきましては、年金保険者から町に納入されたことが確認された月ごとに「過誤納金還付（充当）通知書」を発送させていただくことから、複数回に分かれることがありますのでご了承ください。

## ■特別徴収が中止になる場合

次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくこととなります。

- ① 介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ② 公的年金から特別徴収されている人が亡くなったとき（普通徴収の納税通知書は、相続の対象となる親族の人へ送付します）
- ③ 所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えるとき
- ④ 町を転出し、町の介護保険被保険者でなくなったとき
- ⑤ 住民税の税額が変更となったとき

※ ④⑤のケース（転出や税額変更があったとき）についても、一定の要件のもと、特別徴収が継続される場合があります

## 税の公平性・適正な賦課

## 個人町・県民税（住民税）について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

## 住民税の税率

種類	町民税	県民税	合計
均等割	3,500円（※1）	2,500円（※2）	6,000円
所得割	6%	4%	10%

- ※1 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に基づき、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から令和5年度まで500円が加算されました
- ※2 森林湖沼環境税の導入により平成20年度から令和3年度まで1,000円が加算された額となっています。なお、個人県民税の均等割の税率についても、※1同様、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から令和5年度まで500円が加算されました

## 住民税が課税されない

## 均等割も所得割もかからない人

- 生活保護法により生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと204万4千円未満）
- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
  - 控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：  
28万円×（本人＋控除対象配偶者および扶養親族の数）＋26万8千円
  - 控除対象配偶者、扶養親族がない人の場合：38万円

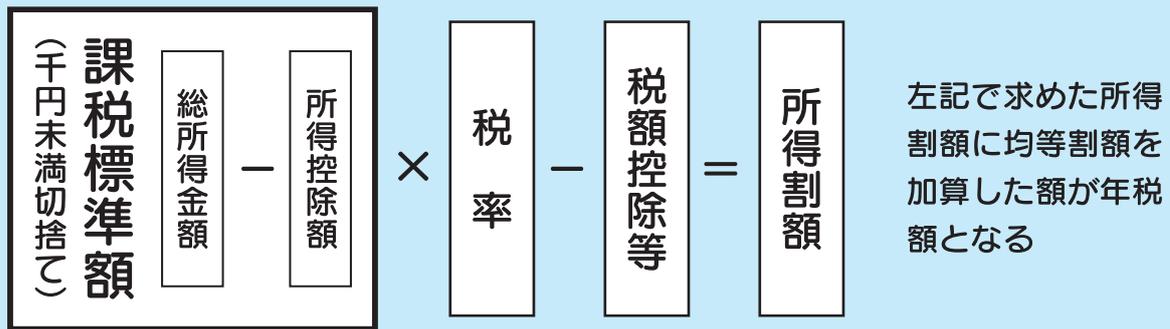
## 所得割がかからない人

- 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人
- 控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：35万円×（本人＋控除対象配偶者および扶養親族の数）＋42万円
  - 控除対象配偶者、扶養親族がない人の場合：45万円
  - 所得控除の合計額が総所得金額を上回る人

## 納期および納税の方法

区分	納期および納税の方法
普通徴収	事業所得者などの人の住民税は、役場から送付する納付書により、6月・8月・10月・翌年1月の年4回の納期に分けて納付していただく方法です
特別徴収	給与所得者の住民税は、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から住民税を天引きし、これを翌月の10日までに町に納入することになっています。これを給与からの特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます
公的年金から特別徴収	65歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかる住民税を年金から天引きする制度です

## 税額計算の流れ



### 所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。所得が多数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

### 所得控除の主な種類

所得控除は、生活の個々事情（扶養者数、医療費の出費等）を反映させ、個々の事情に合わせた税負担となるよう考慮するものです。

所得控除の区分	内容
医療費控除	前年中に納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に、その支払った医療費が一定額を超えるときに受けることができる
社会保険料控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等）を納めた場合に、その支払った金額について所得控除を受けることができる
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
障害者控除	納税者または納税者と生計を一にする配偶者やその他扶養親族が障害者にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
寡婦控除	納税者が寡婦の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
ひとり親控除	納税者がひとり親の要件にあてはまる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
配偶者控除	納税者と生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が48万円以下である場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる（自己の所得金額が1千万円を超える場合は対象外）
配偶者特別控除	配偶者控除の適用がない人で、納税者の合計所得金額が1千万円以下であり、かつ配偶者の所得が48万円を超え133万円以下の場合に、自己および配偶者の所得金額に応じて一定の金額の所得控除を受けることができる
扶養控除	控除対象の扶養親族となる人がいる場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる
基礎控除	納税者の合計所得金額が2,500万円以下の場合に、一定の金額の所得控除を受けることができる

### 税額控除の主な種類

税額控除の区分	内容
調整控除	所得税と住民税の人的控除（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するための控除
税額調整	住民税所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が、非課税の人の所得金額を下回ることのないように税額を減ずる調整措置
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、一定の算出方法で算出した金額を、翌年度分の住民税所得割額から控除
寄付金税額控除	前年中に都道府県、市町村や特定の団体に2,000円を超えて寄附した場合、一定の算出方法で算出した金額を所得割額から控除

## 水害・土砂災害

## 避難情報の伝え方



が変わります

防災危機管理課防災係☎888-1111(277)

## 大雨による水害や土砂災害への備えを万全に

これから出水期を迎え、梅雨の長雨や台風の通過など、風水害の被害を受ける可能性が高まります。水害・土砂災害への備えを心がけましょう。

## 避難情報の伝え方が変わります

災害対策基本法が改正され、警戒レベルの内容が以下のように変わります。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
<b>警戒レベル4までに必ず避難！！</b>			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

警戒レベル **5** **4** **3** については防災行政無線（屋外スピーカー）だけでなく「あみメール」でも配信します。ご登録ください！

## 防災情報を収集しましょう

台風等に関する気象情報は、災害による被害を少しでも減らすために重要です。防災情報を積極的に収集し、早期の避難などに役立てるようにしましょう。

## ●テレビ・ラジオ

台風等の進路予測、気象予報・警報などが入手できます

## ●防災行政無線

大雨等の特別警報や土砂災害警戒情報の気象情報、避難勧告等の発令や避難所に関する情報などをお知らせします（あみメールでも確認できます）

※放送内容が聞き取れなかった場合は、下記の電話番号から聞くことができます

☎ 0120-131-813(フリーダイヤル・通話料無料)

## ●緊急速報メール・エリアメール

緊急地震速報や特別警報のほか、災害・避難情報などが対象エリアにいる人の携帯電話へ配信されます

## ●あみメール

災害・防犯情報等の緊急情報のほか、町のイベント情報が配信されます。[t-ami@sg-m.jp](mailto:t-ami@sg-m.jp)に空メールを送信、もしくは右記二次元コードを読み取り、登録してください

## ●気象庁・町ホームページ・町公式ツイッターなど



6月5日は『環境の日』です

# 環境保全・補助金制度のご案内

生活環境課 ☎888-1111 (252)

下記補助金については、8時30分から17時15分までの役場執務時間内に、役場2階生活環境課(土日・祝日・年末年始を除く)にて受付となります。

## スズメバチ駆除費補助金

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して、予算の範囲内で補助金を交付します(アシナガバチやミツバチ等、スズメバチ以外の蜂は対象にはなりません)。

### ▼対象者

次のすべての要件を満たす人が対象です

1. スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者、管理者、賃借する個人
2. 阿見町税条例に規定する町税の滞納がないこと

### ▼補助金額

スズメバチの巣の駆除処理1件につき、駆除処理に要した費用の2分の1の額(100円未満は切捨て)で、上限15,000円まで(予算がなくなり次第終了)。

### ▼申請方法

スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から1か月以内に、必要書類①～⑤を持参のうえ、生活環境課に申請する

### ▼必要書類

- ① 補助金交付申請書(申請時に窓口でも記入できます)
- ② 巣の処理に要した費用の領収書の写し
- ③ 巣の駆除前および駆除後の写真
- ④ 印鑑
- ⑤ 申請者の口座番号がわかるもの

## 子ども会リサイクル環境教育活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育の一環として、子ども達のリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

▼助成内容: ▼回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を補助金として交付(10円未満切捨て) ▼年度内に3回の活動分まで

令和2年度子ども会による資源物の回収実績(kg)						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	ビン	合計
34,510	150	10,660	1,422	910	77	47,729



▲子ども会のリサイクル活動の様子

～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て～

# 注意！

# あなたの土地が狙われています！

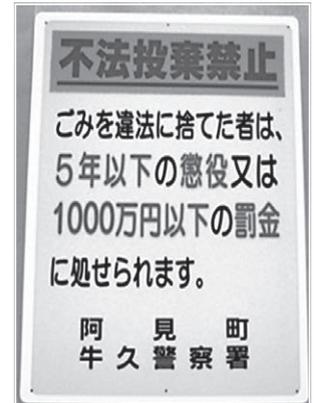
廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0281

悪質な業者から金銭の提供や架空の儲け話等で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋め立てられる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。不法投棄等の行為者が不明、もしくは撤去しない場合は土地所有者や管理者が自ら処分することになってしまいます。

防止対策としては、草刈や枝払いをして土地をきれいにしておく・見回りをする・進入防止柵や不法投棄禁止の看板を設置する等が有効です。（右の『不法投棄禁止』等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課（霞クリーンセンター内）までお問い合わせください。）

## ▼不法投棄禁止看板



## 不法投棄・残土埋め立ての事例

- 資材置き場に使うと言われて土地を貸したら、大量の廃棄物が搬入された
- 埋立てに同意したら、聞いていた以上の残土の山にされた
- 遊休地にいつの間にか不法投棄されていた

※悪質な事業者は、金銭や甘い言葉（うまい話）で土地利用の同意を得ようとします。そして同意を得ると、すかさず法律等や手続きを無視して短期間で廃棄物等を大量に持ち込んだり、周りの土地まで行為が拡大したりします。さらに、事業者が行方不明となってしまった場合には、土地所有者が撤去等の対応をしなければならないなど、莫大な損害を受けるケースがあります

## 防止策

- うまい話があっても、安易に土地を貸さない
- 自分だけで判断せず、周りに相談する
- 必要な許可を受けているか等、不審な点は市町村や県に相談する
- 相手方や事業の内容をきちんと確認し、不明な点は書面で提出させる
- 契約は、内容を理解したうえで、必ず書面で結ぶ
- 道路から奥まった土地や人目につきにくい土地、手入れが行き届かない土地等は定期的に見回ったり、侵入防止柵や不法投棄禁止等の警告掲示板を設置したりするなど、土地所有者（管理者）として出来る必要な措置を講じておく

## 野焼き・不法投棄・大量の土砂の埋め立て等を見つけたら不法投棄 110 番（☎0120-536-380）

- 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（平日）※受付時間外は牛久警察署まで
- お問い合わせ：▼牛久警察署 ☎ 871-0110 ▼県廃棄物対策課 ☎ 029-301-3033
- ▼町廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎ 889-0281

手続きをお忘れなく！

# 児童手当制度

6月は現況届の提出時期です



子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

## ■児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

## ■対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

## ■新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

## ■支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

## ■支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりません。養育している子とみなします

## ■所得制限

扶養親族数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額は児童の年齢に関係なく5,000円となります

▼所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

## ■現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当・特例給付現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当・特例給付現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月分以降（10月期以降）の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限：6月30日（水）まで ※土・日を除く ▼提出先：役場1階子ども家庭課

▼提出方法：同封の返信用封筒にて郵送もしくは窓口にて直接提出

▼必要書類：▼児童手当・特例給付現況届▼令和3年1月2日以降に町へ転入した場合：令和3年1月1日現在の住所地をご記入ください▼児童と別居している場合：『児童手当・特例給付別居監護申立書（対象者には封入して送付します。封入されていない場合は子ども家庭課窓口でご請求ください）』

# 医療福祉

## ご存じですか？ 医療福祉費(マル福)制度

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

**町**に住所があり、各種健康保険に加入していて、左記の対象になる人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。本人、配偶者または扶養義務者について所得制限があり(小児を除く)、基準を超えた人は対象から除かれます。また、生活保護を受けている人も対象外です。

※柔道整復師等による各種健康保険の適用となる施術も含みます

### ●対象となる人

#### ●小児

0歳～18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで

#### ●重度心身障害者

身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人

#### ●心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうもしくは直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害により、身体障害者手帳3級の交付を受けている人

療育手帳(判定A以上)の交付を受けている人

#### ●療育手帳(判定B)および身体障害者手帳3級の両方の交付を受けている人

#### ●特別児童扶養手当1級の支給対象の人

#### ●障害年金1級に該当する障害年金を受給している人

#### ●精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

#### ●65歳以上75歳未満の人は、後期高齢者医療制度への加入が要件となります

### ●母子(父子)家庭

配偶者のいない女性(男性)とその子(現に監護している場合のみ。子の18歳の誕生日以後、最初の3月31日まで。子が障害児または高校在学中の場合は20歳未満【要件あり】)

●**妊産婦**  
母子保健法に基づく妊娠の届出をした人(妊娠届出月の初日から出産月の翌月の末日まで)

### ■マル福の申請

国保年金課窓口へ左記のものを持参し申請してください。該当の場合マル福受給者証を交付します。なお年に1回更新があります(妊産婦を除く)。

#### ●持参するもの

●本人確認書類(運転免許証等) ●健康保険証 ●印鑑 ●18歳までの人は保護者の金融機関の口座番号のわかるもの ●重度心身障害者に該当の人は身体障害者手帳・療育手帳・特別児童扶養手当証書・障害年金証書・精神障害者保健福祉手帳等 ●妊産婦に該当の人は母子健康手帳・妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの ●転入等により、町で所得の確認ができない人は住民税課税証明書等(源泉徴収票不可)

#### ●住民税課税証明書等は「総所得・扶養人数・所得控除」の記載されたものです。対象者により必要な年度が異なります

#### ●県内の病院にかかる場合

健康保険証等とマル福受給者証を医療機関等の窓口に提示してください。

#### ●窓口での自己負担

●**外来の場合**・医療機関ごとに1日600円、月2回を限度に自己負担となります。保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

#### ●入院の場合

1日3000円、月30000円を限度に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

#### ●重度心身障害者のマル福に該当する人は自己負担金はありませ

#### ●町からの助成

18歳までの人は、医療機関

の窓口で支払った外来および入院自己負担金を町が独自に助成します。外来自己負担金が6000円未満の場合には、外来自己負担金支給の申請をしてくださ

#### ●県外の病院にかかる場合

マル福受給者証は、県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日指定口座に振り込みます

#### ●いろいろな届出

左記の場合、国保年金課窓口に届出が必要になります。

- 住所や氏名が変わったとき
- 健康保険証が変わったとき
- 身体障害者手帳・療育手帳・障害年金・精神障害者保健福祉手帳の等級や判定に変更があったとき
- 交通事故等の第三者行為で病院にかかるとき

#### ●小児マル福の一部に、防衛省から交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています

◎小児マル福の一部に、防衛省から交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています

## 熱中症に気をつけましょう！

### ▼熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもった状態です。熱中症になると、めまい・頭痛・吐き気・身体のだるさ等の症状が現れ、ひどいときは意識障害や死に至ることもあります。

熱中症は環境・からだ・行動の3つの要因によって引き起こされる危険性があります

▽環境：気温が高い（急に暑くなって暑さに慣れない）、湿度が高い、風が弱い

▽からだ：高齢者や子ども、二日酔いや寝不足、脱水状態

▽行動：激しい運動、屋外作業、水分補給できない

また、感染防止のためのマスク着用により、皮膚から熱が逃げにくくなったり、気づかぬうちに脱水になるなど、熱中症の危険性が高まります

### ▼熱中症の予防

家では	外出時には	マスク着用時は
<ul style="list-style-type: none"> <li>▽エアコン使用中もこまめに換気・室温調整する</li> <li>▽遮光カーテン・すだれ・打ち水を利用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽日陰へ移動。帽子や日傘を使用</li> <li>▽通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服の着用</li> <li>▽気温が高い日には、日中の外出をできるだけ控える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽屋外で人と2m以上離れているときは、マスクを外す</li> <li>▽強い負荷がかかる運動や作業を避け、こまめに休憩する</li> </ul>

### ▼熱中症が疑われる時は

- ▽涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、濡れたタオルなどで体を冷やす
- ▽水分・塩分の補給
- ▽意識がないときは、すぐに救急車を呼んでください

## 不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業のご案内

### ■不妊治療費助成事業

#### ▼対象となる治療

体外受精・顕微授精・男性不妊治療

#### ▼助成回数

※治療開始日の妻の年齢が43歳未満の人が対象です

▼初回申請の治療開始日が39歳までの人：通算6回

▼初回申請の治療開始日が40歳～42歳の人：通算3回

#### ▼対象者

下記全ての要件に該当する人。

- ① 法律上婚姻をしている夫婦で、夫・妻のいずれもが特定不妊治療終了日および申請時点で、町内に1年以上住所を有する
- ② 夫・妻のいずれもが町税を滞納していない
- ③ 県不妊治療助成事業（※県実施事業）の補助金交付決定を受けている

### ■不育症治療費助成事業

#### ▼対象となる治療

保険適用外の不育症の検査および治療

#### ▼助成回数

1年度あたり5万円を上限に1回助成します（通算5回まで）。

#### ▼対象者

法律上の婚姻関係にあるご夫婦で、下記すべての要件に該当する人。

- ① 2回以上の流産等により医師に不育症と診断された

- ② 不育症検査および治療が終了した日および申請日において町内に1年以上住所があり、以降も1年以上引き続き町内に住所を有する意思がある
- ③ 国民健康保険・社会保険等の健康保険に加入している
- ④ 町税を滞納していない
- ⑤ 前年の所得（申請日が1月から5月までの場合は前々年の所得）の合計額が730万円未満である

#### ▼その他

申請の詳細については下記にお問い合わせください

6月4日～10日は

# 歯と口の健康週間

です

健康づくり課（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内） ☎888-2940

歯と口腔の健康は、食べ物を噛む、飲み込む、おいしく味わう、会話を楽しむなど、生活の質に大きく関わっています。そのため、生涯にわたって虫歯と歯周病を予防し、歯を残すことと共に口腔機能を維持することが必要です。80歳で20本以上の自分の歯を保ち、豊かな生活を送りましょう

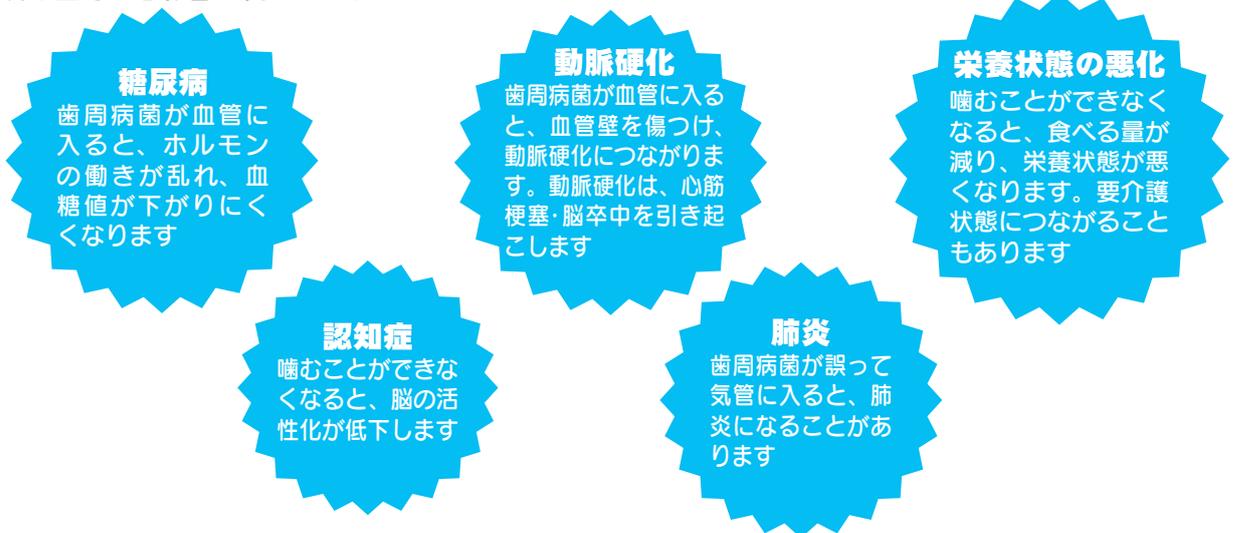
## 虫歯とは

「虫歯」は、歯こう（細菌の塊）の中にある虫歯菌が、糖분을餌にして作り出した酸によって、歯が溶けた状態のことをいいます。虫歯には、歯磨きと食生活が大きく影響します。

## 歯周病とは

▼「歯周病」は、歯こう（細菌の塊）の中にある歯周病菌によって、歯を支える歯ぐきや骨が壊されていく病気です。重症化すると、やがて歯が抜け落ちてしまうこともあります。年齢とともに、口の機能が低下し、歯周病になりやすくなります

▼歯周病は全身に悪影響を及ぼします



## 予防のためには、セルフケアと定期的な検診が大切です

### セルフケア

- ▼食後の歯みがきは必ず行いましょう。歯ブラシの他にもデンタルフロスや歯間ブラシを活用しましょう
- ▼歯ぐきの状態をよく観察しましょう。出血や腫れなど、気になる症状がある場合は受診しましょう
- ▼食事の際はよく噛みましょう。よく噛むと唾液がたくさん出ます。唾液は口の中の汚れを洗い流すのに有効です
- ▼間食は時間を決めて、甘味食品や甘味飲料を控えましょう
- ▼喫煙や受動喫煙は歯周病の原因になります。禁煙をしましょう

### 定期的な検診

- ▼かかりつけ歯科医を持ち、1年に1回は検診や口腔ケアを受けましょう
- ▼妊産婦期・授乳期には、歯科検診を受け、口腔衛生を保ちましょう
- ▼乳幼児期には、虫歯予防のため、定期的に歯科検診・フッ素塗布を受けましょう

# 空き家バンク制度

～住まなくなった家、登録しませんか～

都市計画課 ☎888-1111(232)

町では、空き家等の有効活用を通し、良好な住環境を維持することにより、町への定住促進および地域活性化に  
 図るため、空き家バンク制度の運用を開始しました。空き家等をお持ちの人や、売却をご検討している人は、ぜひ  
 登録ください。その空き家等は誰かにとって必要な家かもしれません。

## 空き家バンクとは

町内に活用されていない空き家等をお持ちの人で、「売りたい」「貸したい」人に物件を登録していただき、町内  
 への定住等を目的として空き家等を「買いたい」「借りたい」という人へのマッチングを行う制度です。

※町では、登録された空き家等情報を利用登録者に提供しますが、物件の交渉や契約等については、媒介業者を  
 通して契約行為を行っていただきます。また、すべての空き家等物件が登録できるわけではありませんので、  
 詳細は都市計画課へお問い合わせください



### 【媒介業者の選択】

空き家バンク制度登録時に、媒介業者の選択をお願いしております。下記のホームページを参考にいずれかの協会をお選びください。

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会  
<http://i-takken.or.jp>

公益社団法人 全日本不動産協会茨城県本部  
<https://ibaraki.zennichi.or.jp>



# 予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

## 「阿見空襲の話」

1945（昭和20）年6月10日。終戦まで2か月余りのこの日、土浦海軍航空隊（現陸上自衛隊武器学校一帯）を目標としてB-29の大編隊による空襲が行われました。今月号は、隊内で空襲を体験された方の証言をご紹介します。

小美玉市出身のKさんは1921（大正10）年生まれ。1941（昭和16）年、20歳で徴兵され横須賀海兵団に入団しました。巡洋艦「高雄」に乗り込み、1942（昭和17）年6月、ミッドウェイ海戦と同時に行われたタッチハーバー攻撃に従事。1945（昭和20）年5月から運用術（軍艦等に乗る際必要な知識や技術を学ぶ教科の1つ）の教員として土浦海軍航空隊で勤務されました。実は、5月号の「予科練平和記念館だより」で、予科練習生と予備学生どちらも経験された方としてご紹介したKさんの同僚でもあります。



予科練の教官時代のK氏（前列左）当館蔵

運命の6月10日。日曜日。Kさんは朝8時から外出することになっていました。しかし、直前に警戒警報が出たため庁舎屋上で見張りの任務につきます。もやがかかっていた空が晴れてくると、Kさんの目は侵入してくるB-29の姿をとらえ、その機体から爆弾がバラバラと落下してくるのを目撃しました。

ヒュー、ヒューという独特な音と、落とされた爆弾が地面で炸裂するものすごい音、振動、爆風。

Kさんはその音を「百雷。雷様が百個いっぺんに落ちたような」と表現しています。兵舎や講堂に爆弾が命中し、あたり一面火の海となったため見張りが続けられなくなったKさんは、庁舎の前にあった防空壕へ避難します。

空襲が収まって壕を出ると、目の前には死者やけが人が至る所にいる阿鼻叫喚の修羅場が広がっていました。隊からほど近い青宿地区の鹿島神社下にあった防空壕も爆弾の直撃を受け、生き埋めとなってしまった練習生約80人が亡くなっています。Kさんによれば、鹿島神社下の防空壕へ避難したのは、特攻隊編成のため6月10日に土浦海軍航空隊から送り出される予定であった甲種第14期生（前期入隊者）であったそうです。また、息子を見送るために隊門近くに集まっていた彼らの家族約30人もまた、空襲に巻き込まれてしまいました。

多くの痛ましい犠牲を出した阿見空襲は、これからも町の歴史の一部として語り継いでいかななくてはなりません。Kさん自身が空襲の体験を語る映像は、予科練平和記念館の展示室6で放映しています。ぜひご覧ください。

〈広告欄〉

外壁塗装は塗装技術と経験豊富な当社へ  
見積り無料

**有限会社 金久保塗装工業**

〒300-0331茨城県稲敷郡阿見町阿見4630-12

TEL 029-887-4305 FAX 029-887-7714

HP: <https://www.kanakubo-p.jp>

E-mail [penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp](mailto:penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp)

住まいに関わる事ならお任せ下さい



今月のオススメ工事



ビルトインガスコンロ交換  
(商品+基本工事費込み) **60,500円**~(税込)



お見積り無料です!!

ネロ・デザイン

TEL. 029-888-6119

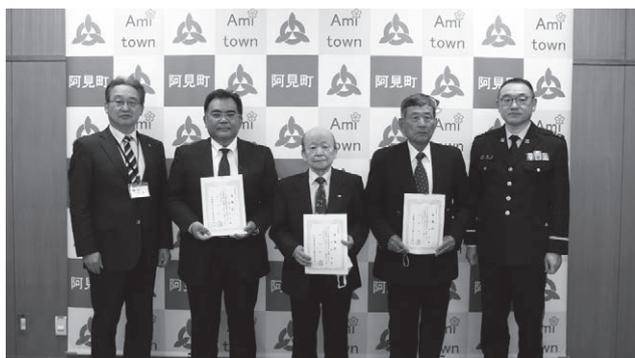
株式会社 ネロ・デザイン

稲敷郡阿見町中央4-8-19 ウイングテナント中央102



### 役場において 『自衛官募集相談員委嘱状交付式』実施

4月12日、自衛官募集相談員委嘱状交付式が行われました。山本登さん(写真右から2人目)沼尻昇さん(右から3人目)・藤田香寿さん(右から4人目)の3人の相談員は、自衛隊茨城地方協力本部とともに自衛官募集の環境づくり・情報提供等を行います。日本の平和を守り、世界に貢献する自衛隊の役割は大変重要です。相談員活動にご理解とご協力をお願いします。



### 稲敷広域消防本部 新高機能消防指令センター運用開始

3月22日、稲敷広域消防本部では、高機能消防指令センターの更新を終了しました。

高機能消防指令センターは、119番通報受付や災害現場決定・出場隊編成・現場活動支援等を行う重要な施設です。今回の更新で、高所監視カメラシステムとLive119映像通報システムを整備し、映像を介した幅広い情報受信が可能になりました。



### 東京 2020 オリンピック・パラリンピック 聖火リレートーチ展示実施

4月21日・22日、中央公民館で『東京 2020 オリンピック・パラリンピック』の聖火リレートーチを展示しました。

県では、7月4日・5日に聖火リレーが行われる予定であり、それに先駆け展示したものです。

※本展示は県内全市町村で実施予定です。日程は、下記でご確認ください。県ホームページ (<https://www.suishin.ibaraki2020.jp/archives/newsinfo/exhibition>)



### ヤマト運輸株式会社成田主幹支店と 『見守り活動への協力に関する協定』締結

3月5日、町とヤマト運輸株式会社成田主幹支店は『見守り活動への協力に関する協定』を締結しました。

見守り協定とは、事業者が町内での業務中に町民の生命・身体に係る異変に気づいた際、町にその異変を報告し、町が適切な対応を行うことで、孤独死等を未然に防ぐことを目的にしたものです。

この協定により、要援護者が安心して暮らせるような地域づくりにご協力いただけることになりました。

※町では、見守り協定にご協力いただける事業者を随時募集しています。見守り協定に関する詳細については、高齢福祉課 ☎ 888-1111 (142・743) までお問い合わせください。

〈広告欄〉

<p>安心して暮らせる住まいづくり <b>住まいのことなら 美都住建へ</b></p> <p>【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅</p> <p>～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手摺取付、バリアフリー</p> <p>～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのいない家</p> <p>●新築住宅に関する事は <a href="#">美都住建</a> <a href="#">検索</a></p> <p>建築業知事免許(般-29)第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10 <b>(株)美都住建</b> TEL.029-842-7196 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32</p>	<p>リフォーム・不動産の事なら</p> <p>住まいのことなら <b>LIXILリフォームショップ</b></p> <p>茨城県知事免許(5)第5548号 <b>有限会社 美都和ワ</b></p> <p>&lt;住まいの相談室&gt; トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など</p> <p>&lt;不動産のご相談&gt; 土地・建物・売買・仲介・管理</p> <p>【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118</p> <p>【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>
--	---

# インフォメーション

## 募集 県障害者スポーツ大会「団体競技・レクリエーション競技」出場者募集

▼期日 9月12日(日)・18日(土)・25日(土)

▼場所 笠松運動公園(ひたちなか市)

▼対象 ▼団体競技:左記条件を満たす人

①県内に在住または県内の施設・学校または職場に在籍している

②年齢12歳以上(令和3年4月1日現在)

③知的障害を有する、または、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人

▼レクリエーション競技:県内に居住または県内の施設・学校または職場に在籍している心身障害児者

▼実施競技 ▼バスケットボール ▼ソフトボール ▼バレーボール ▼サッカー ▼フットベイスポール ▼レクリエーション競技

▼申込方法 県ホームページから申込用紙を入手し、下記へ申し込む ※申込用紙は6月9日午後6時に県ホームページに掲載予定

▼申込方法 6月14日(月)～7月21日(水)午後5時必着  
 〇県障害者スポーツ文化協会  
 〇29130133375

## 募集 「令和3年度第1回里親制度説明会」開催

つくば香風寮におきまして、6月19日(土)に「令和3年度第一回里親制度説明会」を開催します。今年度は複数の里親さんをお招きして、シンポジウムのような形での開催を計画しています。

多数のお申し込みが予想されるため、午前の部・午後の部の二部制で開催します。里親制度に関心のある人は、ぜひお申し込みください

▼申込方法 左記へ申し込む

〇つくば香風寮(担当:増子 國松) 〇0801843413329

## 募集 「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」参加者募集

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

▼参加費 10万円

▼対象 令和2年度に実施され

た本事業に参加していない人

▼実施地域 ▼広域地域:▽ポルネオ・マレー半島▽トラツク諸島▽パラオ諸島▽ソロモン諸島▽フィリピン(1次)、マリアナ諸島▽ミヤンマー・タイ▽東部ニューギニア▽ビスマーク諸島▽台湾・バシー海峡▽マーシャル諸島▽フィリピン(2次)

▼中国

▼特定地域:▽東部ニューギニア▽西部ニューギニア▽ミヤンマー

▼その他 日程等の詳細につきましては、日本遺族会事務局 〇031326115521へお尋ねください

〇社会福祉課社会福祉係 〇8881111(162)

## 「男女共同参画週間」パネル展の実施

国では、男女共同参画社会基本法の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、6月23日～29日の1週間を「男女共同参画週間」とし、さまざま取組のなかで男女共同参画社会基本法の目的・基本理念への理解を深めることを目指しています。

町においては、左記のとおり男女共同参画社会推進パネル展を開催します。ぜひお越しください。

▼期日 6月23日(水)～29日(火) ※月曜日休館

▼時間 午前9時～午後7時(最終日は午後3時まで)

▼場所 中央公民館1階ホール

▼令和3年度キャッチフレーズ 「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

〇男女共同参画センター 〇89613181

## お知らせ 町シルバー人材センター 入会説明会開催

▼期日 6月8日(火)

▼時間 午前9時30分から約1時間(5分前までに集合)

▼場所 町シルバー人材センター

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)、特に女性で施設清掃、網戸・障子貼り、草刈り、草取り、植木の手入れを希望される人歓迎 ※参加希望者は左記へ予約すること

〇(公社)町シルバー人材センター 〇88812036

## お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地 夜間飛行訓練

▼日時 6月15日(火)～17日(木)、29日(火)・30日(水)日没から約3時間以内

〇陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 〇84211211

〈広告欄〉

**介護用品・福祉用具のレンタル、販売**  
**高齢者向け住宅改修工事請負**  
**株式会社 樹里 介護事業部**  
 〒300-0333 阿見町若栗1766-3  
 TEL:887-3421 FAX:887-3422  
 介護保険指定事業者番号 0873800502

当社の福祉用具専門相談員がおお客様のご質問、ご相談に応じます。



想い伝える贈りもの  
**ツラ文館** 阿見中央店  
 TEL:840-2438  
 「樹里」店内に併設

家具の店 **樹里**  
 TEL:887-3421  
 一般家庭用家具からオーダー家具まで

稲敷地方広域市町村圏事務組合『令和3年度予算』と『消防ミニ白書』

稲敷地方広域市町村圏事務組合は、阿見町・龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・利根町・河内町・美浦村の7市町村で構成する一部事務組合です。

▼令和3年度一般会計予算

歳入			歳出		
項目	予算額(千円)	構成比(%)	項目	予算額(千円)	構成比(%)
分賦金・負担金	3,753,129	91.5	議会費	3,490	0.1
使用料・手数料	8,084	0.2	総務費	69,621	1.7
国庫支出金	83,426	2.0	消防費	3,795,305	92.5
県支出金	12,300	0.3	公債費	234,684	5.7
財産収入	8	0.0	予備費	900	0.0
寄附金	1	0.0			
繰入金	20,000	0.5			
繰越金	10,000	0.2			
諸収入	1,952	0.1			
組合債	215,100	5.2			
合計	4,104,000	100.0	合計	4,104,000	100.0

▼水防事業特別会計

水防事業特別会計		
項目	予算額(千円)	構成比(%)
分賦金・負担金	10,188	89.7
財産収入	721	6.4
繰越金	300	2.6
諸収入	151	1.3
合計	11,360	100.0
歳入		
歳出		
水防費	11,260	99.1
予備費	100	0.9
合計	11,360	100.0

▼令和2年『消防ミニ白書』

火災

令和2年中の火災発生件数は、125件で、昨年と比較すると1件減少しました。

主な出火原因としては、建物火災65件・林野火災2件・車両火災21件・その他火災が37件で、昨年に比べ、建物火災14件・車両火災3件が増加しています。火災から自身やご家族の身を守るために、住宅用火災警報器を設置するようにしましょう。

市町村別火災発生状況

稲敷市	33件
牛久市	26件
龍ヶ崎市	24件
阿見町	21件
美浦村	8件
河内町	8件
利根町	5件
<b>火災件数</b>	<b>125件</b>

火災種別発生状況

建物	65件
車両	21件
林野	2件
その他	37件
<b>火災件数</b>	<b>125件</b>

主な出火原因

①放火(疑い)	15件
②火入れ	8件
③放火	8件

救急・救助

令和2年中の救急出動件数は12,287件(昨年より1,556件減少)でした。救急種別では、急病8,272件・一般負傷(転倒・転落事故や誤飲等の不慮の事故)1,827件・交通事故884件・転院679件・その他625件となっています。

救助出動件数は172件(昨年より30件減少)で、救助種別の件数は、交通事故50件・火災事故74件・水難事故16件・その他32件でした。

年々救急車の出動回数が増加しています。本当に救急車が必要な人のために、救急車の適正な利用にご協力ください。

市町村別救急出動件数

牛久市	3,240件
龍ヶ崎市	3,226件
阿見町	2,061件
稲敷市	2,021件
利根町	673件
美浦村	633件
河内町	429件
圏域外	4件
<b>出動件数</b>	<b>12,287件</b>

傷病者程度別搬送状況

軽症	4,967人
中等症	4,965人
重症	1,036人
死亡	247人
その他	1人
<b>搬送人数</b>	<b>12,287人</b>

稲敷地方広域市町村圏事務組合(龍ヶ崎市 3571-1) ☎ 0297-64-3741 🌐 <http://www.inashiki-kouiki.jp/>

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか?

**広告募集中**

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中  
問い合わせ 商工観光課 ☎ 888-1111(172)

お気軽にご相談ください!!

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)  
\* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町 役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号  
神林ビル202号室 あみ司法書士事務所  
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹  
阿見 郵便局 TEL 029-804-0382  
中学校 コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp  
JA あみ司法書士事務所 (神林ビル2階) (平日 午前9:00~午後6:00)  
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。  
・面談は、事前のご予約が必要です。

## ●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

# 0120-131-813

## ●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で [t-ami@sg-m.jp](mailto:t-ami@sg-m.jp) 宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

## ●定例相談●

### 人権・行政相談

日時 6月3日(木) 午前10時～午後3時  
場所 役場3階305会議室  
問い合わせ 人権相談:社会福祉課 ☎ 888-1111  
行政相談:総務課 ☎ 888-1111

### 子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時  
場所 中郷保育所内  
訪問相談 随時受付  
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

### 教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時  
場所 図書館となり  
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

### 心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時  
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約  
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室  
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

### 高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
場所 町社会福祉協議会内  
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

### 消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時  
場所 役場1階町消費生活センター  
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

### 交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)  
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分  
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約  
場所 県土浦合同庁舎  
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

## ●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	吉原交流センター ☎ 889-0277
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	図書館 ☎ 887-6331
阿見消防署 ☎ 887-0119	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
上下水道課 ☎ 889-5151	教育相談センター ☎ 888-1225
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町民活動センター ☎ 888-2051
中央公民館 ☎ 888-2526	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
君原公民館 ☎ 889-1363	消費生活センター ☎ 888-1871
かすみ公民館 ☎ 888-8111	町民ダイヤル ☎ 887-6600

## ●人口と世帯●

- 総人口 48,081人 (+ 69) ▽5月1日現在
- 男性 23,902人 (+ 52) ▽常住人口ベース
- 女性 24,179人 (+ 17) ▽( )内は前月比
- 世帯数 20,542世帯 (+ 74) ▽総務課調べ

### 6月の納税等

町・県民税(1期)

納期限 6月30日(水)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

### 7月の納税等

固定資産税(2期)  
国民健康保険税(1期)  
後期高齢者医療保険料(1期)  
介護保険料(1期)

納期限 7月31日(金)

### 救急車出動状況 4月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	91件(401)
出場件数 144件(610)	交通事故	11件(44)
	一般負傷	28件(94)
※救急車の適正な利用をお願いします	その他	14件(71)
	合計	144件(610)

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階秘書広聴課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店